

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和5年3月8日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

國民年金關係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2200603 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 2200038 号

第1 結論

昭和 42 年 * 月から昭和 52 年 9 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 22 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 42 年 * 月から昭和 52 年 9 月まで

私は、夫の経営する和食店で、社会保険事務所（当時）の職員から、遡って保険料を納付すれば私の年金は将来満額になる旨の説明を受け、夫がその場で、国民年金の加入手続と同時に保険料の全額を納付しているのを見た。また、私の年金は将来満額で受け取れるように支払ったと夫が言っていたことも記憶していることから、納付記録の訂正請求を行ったが、記録訂正是認められなかった。

詳細な時期は記憶していないが、昭和 47 年ないし昭和 49 年のいずれかの年の 10 月頃に、私は、夫が私の年金の加入手続と同時に保険料の全額を納付しているところを間違いないと見だし、夫と社会保険事務所の職員が将来満額で受け取れると言っていたことを記憶している。今回、新たに確定申告書等を提出し、再度納付記録の訂正請求を行うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る前回の年金記録訂正請求については、i) 請求者が国民年金の加入手続時期を明確に記憶していないが、請求者の国民年金手帳記号番号（＊、以下「国民年金番号」という。）の前後の任意加入被保険者の資格取得日により、請求者の国民年金の加入手続時期は昭和 53 年 5 月ないし同年 6 月であると推認できるところ、当該時期は過去の未納保険料を全て納付することができる第 3 回特例納付制度（昭和 53 年 7 月から昭和 55 年 6 月まで）の実施前であり、加入手続と同時に保険料を納付したとする請求者の主張と一致しないこと、ii) 請求者は、加入手続及び保険料の納付は、請求者の夫（以下「夫」という。）が行っており、自身は関与していないかったことから、納付した金額は分からぬ旨陳述している上、夫は既に亡くなっています、当時の状況を聴取することができないこと、iii) 日本年金機構が保有する第 3 回特例納付制度に係る附則 4 条納付者リスト（累積分）（特例納付制度により、保険料を納付した者の国

民年金番号及び納付金額が記載されている一覧)には、請求者の国民年金番号は見当たらないこと、iv) 請求者は、保険料納付について証言できる者として実兄及び夫が勤務していた会社の後輩を挙げているが、これらの者は、いずれも年金事務所の聴取において、保険料の納付時期及び納付した金額は分からぬ旨陳述していること、v) 請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどから、既に令和3年11月22日付けで、年金記録の訂正は必要ないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

今回、請求者は、昭和47年ないし昭和49年のいずれかの年の10月頃に、夫が請求者の年金の加入手続と同時に請求期間に係る保険料を納付した旨陳述し、新たな資料として、夫に係る確定申告書(昭和44年から昭和47年まで、昭和49年、昭和50年、昭和52年及び昭和55年分)及び所得税青色申告決算書(昭和53年分)並びに請求者に係る源泉徴収簿(昭和55年、56年分)を提出している。

しかしながら、前述のとおり、請求者の国民年金の加入手続時期は昭和53年5月ないし同年6月であると推認できるところ、夫は、請求者と連番で国民年金番号が払い出されていることから、夫についても昭和53年5月ないし同年6月に加入手続を行っていることが推認でき、夫は、請求者と同様に昭和52年10月以降の国民年金保険料のみが納付済みとなっている。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して、国民年金番号「*」のほかに別の国民年金番号が払い出されたことを確認することができない。

さらに、請求者は、夫が夫婦二人の国民年金に係る加入手続を行ったことにより、後に送付されてきたとする年金手帳を提出しているが、当該手帳には上記の国民年金番号が記載されている。

これらのことから、請求者は、昭和53年5月ないし同年6月に初めて国民年金の加入手続を行ったと考えられ、当該加入手続時点で、請求期間のうち、昭和42年*月から昭和51年3月までの期間の国民年金保険料は時効により納付できない。

一方、請求者が請求期間の保険料を夫が納付したとして主張する時期(昭和47年10月頃、昭和48年10月頃又は昭和49年10月頃)に第2回特例納付制度(昭和49年1月から昭和50年12月まで)が実施されており、当該制度を利用して請求期間の国民年金保険料を納付することは可能であったものの、請求者から提出のあった昭和47年分以降の確定申告書には国民年金保険料の記載はない。

また、昭和46年分以前の確定申告書にはそれぞれ1年分程度の一人分の国民年金保険料が記載されているが、昭和47年ないし昭和49年のいずれかの年の10月頃に遡って全額を納付したとする請求者の主張と時期が一致しない。

なお、請求期間当時、請求者が同居していたとする請求者の義母は、昭和36年4月1日に国民年金に任意加入しており、昭和46年3月までの国民年金保険料が納付済みである。

さらに、請求者は、保険料納付について証言できる者として、前回の年金記録訂正請求の際に挙げた者と同一の者を挙げているところ、今回改めてこれらの者に照会したもの、請求者の国民年金保険料を全額納付した旨の話は聞いているが、保険料の納付時期及び納付した金額

は分からぬ旨陳述している。

以上のことから、請求者の主張及び請求者が新たに提出した資料は当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。